

# 令和5年9月定例会 一般質問通告内容

通告番号：1番 通告事項：1/1項目 議席番号：1番 議員名：堀田 一徳

質問事項：より良い郷土資料の保存、展示に向けて

町の歴史を学ぶ場として「郷土資料館」は「地域の貴重な資産」と位置づけられるべきである。収蔵品の中には町民から寄贈された農具や民族的、歴史的な文献、写真などの資料が多くある。

郷土資料を大切に保存、管理して後世に伝え、町の歴史や文化についての教育普及活動に努めるべきと考える。

そこで、以下の点を尋ねる。

- ① 令和2年12月定例会で質問した際、「新庁舎完成後に第2別館を改修し移転する予定であり、貴重な資料なので常設展示をして町民の皆様にみていただきたい」と教育長が答弁されている。どの時期に郷土資料館として開館する予定か。
- ② 平成24年6月定例会で同僚議員の質問に当時の教育長が「郷土資料館の整備を検討していく中でジオラマの作成を是非考えていきたい」と答弁されている。町内各地に点在する戦時遺構を集約したジオラマを作成し、平和学習や観光面での利用、本町の歴史の継承に活用できないか。
- ③ 郷土資料館が開館した後に、ミニコーナー展やパネル展といった小規模の展示や映像上映といったイベント開催の考えは。
- ④ 部屋の一部を講演や実物を使用し体験を伴う講座などのための実習室や研修室などに整備できないか。
- ⑤ 色々な資料を管理、調査するための専門職員の配置は。

答 弁：町 長、教育長

通告番号：2番 通告事項：1/2項目 議席番号：9番 議員名：堀池 浩

質問事項：中央公民館のトイレ改修について

現在、中央公民館の1、2階は公民館活動のほか特定健診会場や指定避難所、昨年9月5日の台風11号の際は20世帯27名、9月18日の台風14号の際は50世帯73名の避難者を受け入れ、多くの町民の方々が活用されているが、トイレに関しては、沢山の苦情の声があがっている。その主なものは、「和式が多いため、高齢者には座ることが大変であり、座るためのつかまる棒もない」、「ドアにフックが付いてはいるが、位置が高いし貴重品を入れたバッグなどは置くところがない」、「2階のトイレは、男子トイレと女子トイレの間に手洗い場があるが、目隠しがなく恥ずかしくて使用しにくい」等々である。

よって、中央公民館1、2階トイレは早期の洋式化が必要と考えるが、改修の考えはないのか。

答弁：町長、教育長

通告番号：2番 通告事項：2/2項目 議席番号：9番 議員名：堀池 浩

質問事項：屈折検査機器の活用について

本町では、幼児の近視や遠視、乱視、斜視を早期発見し早期受診につなげるため、昨年4月に屈折検査機器を導入し、3歳6か月の健康診査に活用している。

そこで、以下の点を尋ねる。

- ① 導入後の受診した人数と、精密検査票を発行した人数は。
- ② 今までのランドルト環検査と比べて、どのような改善がみられるのか。
- ③ 子どもの目の機能は6歳までにほぼ完成し、異常を早期発見し治療をすれば、視力の回復が期待できる。よって、屈折検査機の検査を5歳児健診や就学前健診にも活用する考えはないか。

答弁：町長

質問事項：中学校部活動の地域クラブ活動への移行について

中学校部活動の地域クラブ活動への移行については、少子化が進行する中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に取り組む機会の確保や、教師の働き方改革のため、令和4年12月に国が「総合的なガイドライン」を策定した。

これを受け長崎県でも令和5年3月に「長崎県中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関する方針」が策定された。

これによると令和5年度から令和7年度までの3年間を改革推進期間として地域移行に取り組み、地域の実情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとなっている。

本町でも、本年度から地域クラブ活動の移行について、委託検証に取り組まれている。

学校部活動を地域クラブ活動へ移行することについては、諸課題があるものと思われる。

そこで、以下の点を尋ねる。

- ① 本年度の委託検証の内容は。
- ② 地域クラブ活動移行にともない、学校での部活動の在り方はどのように変わるのか。
- ③ 地域クラブの指導者は資格があるのか。指導者に対する、体罰・ハラスメント根絶等の指導・研修などは実施されるのか。また、地域クラブへの運営費などの補助は検討されているのか。
- ④ 地域クラブ活動移行による保護者の負担増は懸念されないのか。また、保護者の負担増により学校部活動では参加できていた生徒が活動できなくなる心配はないのか。
- ⑤ 運動部の活動においては、事故や怪我等が想定されるが、地域クラブでは、誰が責任を負うのか。
- ⑥ 学校部活動から地域クラブへの移行については、生徒を主体に取り組む必要があると思われる。どのように取り組む考えか。

答 弁：教育長



通告番号：5番 通告事項：1／1項目 議席番号：11番 議員名：小田 成実

質問事項：生活主要道路である町道・農道の支障樹木の計画伐採を

町内には町道・農道の日常生活にかかせない道路があるが、樹木が繁茂し、生活環境や通行に支障をきたしている。一部は地域住民によって伐採整備がされている所もあるが、大半は未整備のままである。町としてリストを作り、計画的な伐採をおこなえないか、以下の点を尋ねる。

- ① 生活主要町道及び農道の路線数は。
- ② 支障樹木を把握し、その伐採計画はあるのか。
- ③ 隣接地が個人所有地の場合、伐採指導などができないか。
- ④ 路線のリストを作成し、計画的な伐採ができないか。

答 弁：町 長

<p>通告番号：6番 通告事項：1／3項目 議席番号：12番 議員名：山中 美由紀</p>
<p>質問事項：介護サービスについて</p>
<p>元気な高齢者が多い中、在宅介護の方もおられ、介護される方はもちろんのこと、介護する方は体力的、精神的、経済的にも大変であると思われる。</p> <p>そこで、以下の点を尋ねる。</p> <p>① 在宅介護者へ手当を支給する考えはないか。</p> <p>② 介護認定の申請についてはスムーズにできているのか。</p> <p>③ 活いきタクシー券の利用率はどのくらいか。本人のみではなく、介護する方が、要介護者に代わって、薬の受け取りや介護に必要な物品の買い物等に利用することにはできないか。</p>
<p>答 弁：町 長</p>

<p>通告番号：6番 通告事項：2／3項目 議席番号：12番 議員名：山中 美由紀</p>
<p>質問事項：マイナンバーカードの利用について</p>
<p>行政事務の効率化、国民の利便性等のために平成28年5月から導入されたマイナンバーカードの利用について尋ねる。</p> <p>① 本町のマイナンバーカード取得者の割合はどのくらいか。</p> <p>② カードの利用について、身分証明や健康保険証としての利用のほかにもどのようなことに利用できるのか。</p> <p>③ 住民票や税関係の証明書など、コンビニ交付を実施している市区町村が全国で増えており、県内では長崎市や佐世保市、佐々町ほか、郡内では東彼杵町がすでに行っている。また、波佐見町も今年度中に予定しているとのことであり、本町はコンビニ交付を行うことについてどう考えているのか尋ねる。</p>
<p>答 弁：町 長</p>

<p>通告番号：6番 通告事項：3／3項目 議席番号：12番 議員名：山中 美由紀</p>
<p>質問事項：商店街の活性化について</p>
<p>最近の川棚町には商店や飲食店等が少なく、多くの町民は町外へ出掛け、買い物や食事をしている。</p> <p>そこで、以下の点を尋ねる。</p> <p>① 川棚町の商店や飲食店等が減少し、町民が町外へ出掛けていることについてどう思うか。</p> <p>② 子育て中の方から「町内に子ども服販売店や食事ができる場所があれば、わざわざ町外に出掛けなくても済むので、ぜひ、ファミレスや子ども服販売店を本町に誘致してほしい」「子育ては忙しいので、出かける時間を減らして、その時間を家事に使いたい」との声を聞くが、誘致する考えはないか。</p> <p>③ 中高年の方からは、「生活や時間にも余裕ができたので、友人や知人とゆっくり話や食事ができる場所が川棚町にもあれば大いに利用したい」との声も聞く。栄町商店街の一角にそのような店ができないか、本町の活性化を検討するような話し合いは行われているのか。</p>
<p>答 弁：町 長</p>

通告番号：7番 通告事項：1／1項目 議席番号：2番 議員名：増山 真理

質問事項：観光・物産情報ガイドブック彩(いろどり)やPRコンテンツについて

本町の観光・物産情報ガイドブック彩(いろどり)は、平成28年に1万部作成され、平成31年、令和3年にそれぞれ1万部増刷された。

主な配布先は、道の駅、駅の観光案内所、移住サポートプラザ、東京・大阪のアンテナショップなどで現在の残数は約3千部で、令和5年1万部の増刷予定である。

本町の美しい景観やレジャースポット・特産品の魅力が詳しく紹介されている。しかし、このガイドブックには英語その他外国語の表記がなく、外国人観光客に本町の魅力は十分に伝わらないと考える。

アフターコロナとなり個人旅行にシフトしつつあるインバウンド対応の重要性が注目される中、本町としてはガイドブックやその他のPRコンテンツについて今後どのようなアプローチを行うのか以下の点について尋ねる。

- ① 本町ガイドブックを多言語化する考えはないか。
- ② ガイドブックのデジタル化の考えはないか。
- ③ 本町ホームページの多言語化の考えはないか。
- ④ 川棚町の公式 YouTube に多言語のテロップや字幕またはナレーションをつける考えはないか。
- ⑤ 町内の観光地や史跡各所にQRコードを表示し、多言語の情報を得やすくするなどの考えはないか。

答 弁：町 長

<p>通告番号：8番 通告事項：1／3項目 議席番号：6番 議員名：辻 清人</p>
<p>質問事項：石木ダムについて</p>
<p>石木ダムが正式な計画となった1975年から2023年現在までその必要性は、石木ダム建設事業ありきでいろいろな理由が付けられた。石木ダム事業予定地のみなさんは、石木ダムには、必要性が無い、自分たちの生活の土地を明け渡すわけにはいかないと反対してきたが、地元との合意がないまま、この工事は進んでいる。</p> <p>1972年7月、事前調査の時に地元3郷の総代と久保県知事、竹村川棚町長がそれぞれの公印を捺印した覚書を交わしている。これは、住民と行政が取り交わした契約書である。</p> <p>本年6月議会での町長答弁は、石木ダム建設が技術的に実施可能であるかを調査するために締結されたもので、結果については、当時の地元総代に回答されているということで、「現在は覚書の効力はないとの引継ぎを受けており、そのように理解している」と答弁されている。覚書については、県も福岡高裁の裁判官も無効だと言っていない。</p> <p>また、100年に一度の洪水対策についての質問に対し、「石木川は、川棚川の流量の10分の1しかなくても、洪水の被害が減れば石木ダムは必要だ」と答弁され、「一人として被害を出したくない」とのことであったが、この石木ダムの建設のために13世帯50人が暮らしている生活や自然を破壊している現状を見て、今現在において被害を受けているのではないか。</p> <p>今まさに、町民が苦しんでいる時に、町民が望んでいる生活を支えるのが町長としての役割ではないかと思う。</p> <p>そこで、以下の点を尋ねる。</p> <p>① 覚書が無効であると言う根拠は。</p> <p>② 引き継ぎは誰からされたのか。</p> <p>③ 公共のためと言うが、公共のための根拠が問われている今、もう一度原点に返って考える必要があるのではないか。</p> <p>④ 話し合いの場を作ると言う答弁であったが、いつを予定されているのか。</p>
<p>答弁：町長</p>

<p>通告番号：8番 通告事項：2／3項目 議席番号：6番 議員名：辻 清人</p>
<p>質問事項：国民健康保険税について</p>
<p>国保税が高いと言う町民の声を聞く。川棚町の国保加入世帯は1,807世帯で、全世帯数5,728世帯に対し31.5%、滞納世帯数111世帯、未納額11,626,513円（令和4年度末集計）。</p> <p>国保税は金額も高く家計の負担も大きくなっている。国保の均等割りの制度は、家族の人数で課税され、特に多子世帯の負担が重くなることから子育て支援のためにも、子どもの均等割りを廃止すべきと考えるが、町長の見解を問う。</p>
<p>答弁：町長</p>

通告番号：8番 通告事項：3／3項目 議席番号：6番 議員名：辻 清人

質問事項：環境保全について

地球温暖化と言われてきたが、現在では、地球沸騰化と新聞には書かれていた。気候危機と呼ぶべき非常事態が起こっている。すでに世界各地で異常な高温、巨大化した台風と猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などが問題になっている。

2030年までに全世界の排出ガスCO2を半分まで削減できるかどうか、ここに人類の未来がかかっている。

新型コロナウイルス、エボラ出血熱、エイズなど新しい感染症が気候危機と共に次々と出現し人類社会の脅威となっている。以下の点を尋ねる。

- ① 国からの要請で、川棚町も温室ガス削減CO2削減目標や指針を出すことになっているのではないか。どんな内容になっているのか。
- ② 温室ガスCO2削減のために、庁舎の屋上や屋根全面に太陽光パネルを設置してはどうか。
- ③ 現在の庁舎での電気使用量と旧庁舎の使用量の差は。

答 弁：町 長

質問事項：学校部活動の地域移行について

生徒数の減少により、学校の部活動、特に団体のスポーツ競技などができにくくなっている状況を踏まえて、国では、スポーツ活動及び文化芸術活動の両方について、地域のクラブ活動に移行する方針を示している。

その趣旨は分からないでもないが、学校の部活動は、生徒と学校とを結びつける大きな要素になっていることも事実であり、本年度から3年間を推進期間とされているようであるが、一概に地域移行を進めてよいものかどうか、疑問も感じられる。

そこで、次の4点を質問する。

- ① 地域連携の最初の形は、生徒数の少ないいくつかの学校の生徒が集まって1つのクラブを作る形であり、それは学校部活動の拡大形態と言えるので、是認されると思う。そのようなケースは、スポーツ活動でも、文化芸術活動でも、郡内の中学校において、存在しているのか。
- ② 今年度の郡中体連では、いくつかの学校による合同チームが参加した例はあったのか。また、今年度の中体連にクラブチームの参加はあったのか。
- ③ 学校教育の一環である学校部活動の維持が困難となることが予測されるので、その前に、「社会教育」の範疇になる地域クラブ活動を整備するというのが国の方針のようであり、そのために、地域のスポーツ団体や文化芸術団体の整備充実、協議会による連携体制の構築、指導者や活動場所の確保というようなことを市区町村が進めるように指示されているが、本町においては、どのように進めていくのか。
- ④ 学校の部活動がなくなれば、生徒と学校との結びつきが薄くなり、不登校も増えると思う。昨年12月のガイドラインでは、「地域の子供たちは学校を含めた地域で育てる」という理念を謳っているが、この言い方には、やはり、教育にかける学校の熱意が感じられないし、また、よほど地域が熱心に学校を包み込む形で取り組まないといけないことと思われる。生徒と学校の結びつきは、その後何十年にもわたってその生徒の人生に関わるものであり、極めて重要な教育要素である。これをどのように維持していくのか。

答 弁：教育長